

令和2年度「不登校状態の子どもに寄り添った次への一步応援事業」 業務委託 仕様書

1 委託事業名

令和2年度 「不登校状態の子どもに寄り添った次への一步応援事業」

2 事業の背景と目的

不登校を含む長期欠席児童生徒への対応については、心の専門家「スクールカウンセラー」や福祉のスペシャリスト「スクールソーシャルワーカー」などを中心に、学校・教育委員会で予防を含めた総合的な対策が取られている。また、少年支援室やフリースクールなど、関係機関と連携した支援体制も整備されている。

しかし、不登校状態のまま中学校を卒業し、その後のフォローが行き届かない子どもがいることも事実である。こうした不登校の子どもたちに対して、年齢階層で支援が途切れることがないよう、その後の自立と社会参加を見据え、中学校卒業前の段階から、社会とのつながりを得ながら生き抜く力を育むことが、本事業の目的である。

事業の実施にあたっては、NPO団体等の機動性や柔軟性を活用し、一人ひとりに寄り添った伴走型の支援を行い、一人でも多くの子どもたちが前を向いて、次への一步を踏み出せるよう、支援を行うものである。

3 支援対象者

不登校状態にある中学生やその保護者 40名（40家庭）

※ 対象者については、不登校等の状況（家庭環境、訪問必要度等）を勘案し、保護者の了承を得たうえで、市が選定する。

※ 医療的ケアが必要で、医療機関との連携が取られている子どもは、対象外とする。

4 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

5 委託内容

定期的なアウトリーチ（訪問支援）を通じて、相談員等は以下のような業務を行う。

（1）対象者との関係づくり、状況把握及び相談助言

保護者をはじめ、学校、少年支援室、子ども総合センターなどの関係機関と緊密な関係を築きながら、対象者について、しっかり情報を収集すること。本人の生活の様子、言動の特徴、趣味や特技のほか、保護者の考え方など家族環境についても、できる限り、情報を収集すること。また、本人や家族等との面談の中から、悩みや思いを聞きながらニーズや課題を整理し、状況改善に向けた相談や助言、情報の提供を行い、将来の社会への復

帰・適応、自立に向けて支援（環境づくりなど）すること。

※ 基礎情報、支援の方向性は、学校や少年支援室などの関係機関と事前に十分協議を行うこと。

(2)学校、少年支援室、子ども総合センターとの連携

学校や少年支援室、子ども総合センターなどの関係機関と緊密に連携すること。特に、本人の状態や状況の変化等は随時、少年支援室や学校などの関係機関と情報の共有に努めること。併せて、本事業を実施する上での援助方針や支援状況も各機関と共有すること。

(3)専門機関との連携

「北九州市子ども・若者支援地域協議会」等を活用し、関係機関とケースについて情報交換を行い、適切な支援方法等を検討すること。

(4)「活動への同行」や「外出支援」など

各関係機関と情報共有をした上で、学校への復帰や社会参加に向けて、必要に応じて本人や家族へ社会資源（学習支援や農業体験など）を紹介すること（ユースステーションや青少年の家等の施設や、NPO法人等が行う各種講座や農業体験などの活動）。

また、必要に応じて、活動への同行など個人に寄り添ったきめ細かな支援を行うこと。

なお、活動にかかる交通費・参加費等は対象者の負担とする。

(5)生活習慣・環境改善に対する支援

生活習慣の乱れや社会性の不足など生活面の課題を抱える場合には、日常生活習慣の形成、社会性の育成のほか、体験活動等の取組や保護者に対する養育に必要な知識の情報提供、世帯全体の課題解決に向けた相談支援等を行うこと。

(6)活動中のけが、事故等への対応

外出支援など活動中のけが・事故等に備えて、本事業実施前に、対象者40人については、スポーツ安全保険に加入すること（事業者負担）。なお、本事業中に、けがや事故等が発生した場合は、迅速に適切な対応を行うとともに、青少年課へすみやかに連絡を行うこと。

(7)報告書等の作成・提出

支援経過や本人の様子等については、「相談員活動報告書（日報、月報）」を作成し、本人や保護者の状態や気持ちの変化、関心事等を詳細に記録すること。また、事業実施後には、問題点や改善点などを整理し、事業実施報告書、当事者へのアンケートを集計し報告すること。

6 訪問支援の体制について

◆支援計画等の策定

一人ひとりの子どもの状況に応じた、「援助方針」は、受託事業者に所属する臨床心理士、社会福祉士、または精神保健福祉士(以下「有資格者」という。)の専門的見地をまえ策定すること。なお、援助方針は支援開始前に学校や少年支援室等と十分に協議を行い方針に変更がある場合は、その旨を共有すること。

◆相談員について

家庭訪問を行う者(以下「相談員」という。)については、以下のいずれかを満たすこと。

- ① 社会福祉士、または精神保健福祉士の資格を有する者
- ② 子ども・若者の支援を行う業務に3年以上の経験を有する者
- ③ 北九州市が行う「ユースアドバイザー養成講習会」修了者
- ④ 内閣府が行う「アウトリーチ研修」修了者

◆訪問体制・頻度等について

〔訪問体制〕

原則、2人での訪問とする(相談員と補助員)。状況に応じて、安全等に配慮のうえ、相談員1人での訪問も可とする。なお、補助員については、上記の相談員資格を持つ者のほか、大学等で社会福祉に関する科目を履修した者や、教員免許を持っている者(取得見込みの者も含む)などが望ましい。

〔訪問頻度〕

一家庭につき、おおむね月2回の訪問を行う(原則、平日に1時間程度)。

7 実施上の留意事項

(1)秘密の保持

本事業の実施に携わる者は、子どもや保護者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。また、委託業務終了後も同様とする。

(2)受託者の対応

受託事業者は、本業務を遂行するに当たり、本人や保護者の気持ちを最大限尊重し、少しでも気持ちが楽になり状態が良い方向へ向かうよう、誠意を持ってこれに当たらなければならない。

(3)訪問活動ができない場合の取り扱い

①相談員の身体に危険が及ぶ場合など

相談員の身体に危害が及ぶおそれがある場合については、訪問支援を終了するなど、柔軟な対応を取ることができる。また、学校復帰などで相談支援が必要ないと判断できる

場合については、訪問支援を縮小または終了するなど、柔軟な対応を取ることができる。

②受託事業者に非がある場合

受託事業者による本人や家族に対する不適切な対応などにより、訪問支援が履行できなくなった場合は、対象者1人につき40分の1の減額(契約金額の40分の1)を市は行うことができる。